

平成28年3月2日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

産業建設委員会
委員長 岡部計夫

産業建設委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務調査について
(3) その他

- 2 調査の経過 3月2日に委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務について調査を行った。
閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。
その他で、魚沼市住生活マスタープラン(案)について執行部から説明を受けた。

産業建設委員会会議録

1 審査事件

- (1) 請願第3号 主要地方道小出奥只見線（国道352号バイパス）の早期開通に関する請願書
- (2) 議案第37号 魚沼市公営企業等運営審議会条例の一部改正について
- (3) 議案第38号 魚沼市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- (4) 議案第39号 魚沼市産業拠点強化を促進するための市税の特例に関する条例の制定について
- (5) 議案第45号 指定管理者の指定について（銀山平キャンプ場）

2 調査事件

- (6) 閉会中の所管事務調査について
- (7) その他
 - ・魚沼市住生活マスタープラン（案）について

3 日 時 平成28年3月2日 午前10時

4 場 所 広神庁舎 301会議室

5 出席委員 志田 貢、岡部計夫、関矢孝夫、星 吉寛、下村浩延、森島守人
(浅井守雄議長)

6 欠席委員 なし

7 紹介議員 富永三千敏

8 説明員 大平市長、大湊商工観光課長、星農林課長、桜井土木課長、
滝沢ガス水道局長、角屋建築住宅係長

9 書記 小幡議会事務局長、中川主任

10 経 過

開 会 (9:59)

岡部委員長 定足数に達していますので、ただいまから産業建設委員会を開会します。本委員会に付託された議案について審査願います。

- (1) 請願第3号 主要地方道小出奥只見線（国道352号バイパス）の早期開通に関する請願書

岡部委員長 日程第1、請願第3号、主要地方道小出奥只見線（国道352号バイパス）の早期開通に関する請願書についてを議題とします。最初に、紹介議員であります富永三千敏議員に説明を求めます。

富永議員 請願第3号、主要地方道小出奥只見線（国道352号バイパス）の早期開通に関する請願書について説明させていただきます。（「請願第3号 主要地方道小出奥只見線（国道352号バイパス）の早期開通に関する請願書」により説明）

岡部委員長 これから、紹介議員に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

関矢委員 この主要地方道小出奥只見線は、大沢の先、葎沢まではできてるかと思うんですけども、計画としてはどこまで行くようになってますか。

富永議員 この主要地方道小出奥只見線は名前のとおり、小出から奥只見ダムへ通じる道、それと352号が供用されていると、同じ道にそれぞれ名前がついているというところから、昭和40年の頃からその議論が出ていますし、当初の計画では小出の南一条線の延長としてずっときたわけですが、現在、深雪の里の交差点の先を左折をするとコンビニエンスストアがございしますが、そこまでは昭和50年代後半に完成していたようです。その先からの現在の計画が昭和58年から用地買収をして計画がスタートしたということで、その先は352号線の南側を並行して通ってるわけですが、大沢の野口地内で中断されていて、狐沢までは砂利道でできていて、そのところに橋台ができていてということなんです。そして、ずっと352号線を並行して湯之谷森林組合で切れて、そこからまた352号線と重なって折又で分かれてゆのたに荘へ回り、その先、当初はシルバーラインにつなげようという計画だったようですが、現在のところは折立地内から佐梨川に並行して大湯温泉のレク都市公園までできていて、そこはバイパスとしてということよりも、とりあえずつくった感じでして、芋川の森林組合のあるところまでは計画にあったようです。

関矢委員 そうしますと、芋川の森林組合のところまでということですが、未完了区間というのはどれくらいの延長がありますか。

岡部委員長 富永議員の持っている資料を配布します。しばらくの間休憩します。

休 憩（10：10）

再 開（10：11）

岡部委員長 休憩を解き会議を再開します。

富永議員 手元に配付しました資料により、説明させていただきます。（資料「主要地方道小出奥只見線道路改良要望」図面により説明）

森島委員 未整備区間が二つありますけれども、これは地元のほうの要望等については、地域の了解を得てる中で進められているということによろしいですか。

富永議員 平成17年、18年の頃から工事が休止しました。自治会長連絡協議会で、休止が決定した翌年から県へ毎年要望しています。平成26年6月に国会議員代議士の先生が現地視察にいられて、期成同盟会から要望したほうがいいのではないかと助言をいただき、26年11月に期成同盟会をつくって、その後はその期成同盟会として要望しているところです。当然、平成18年の頃から地域の皆さんに説明した上で、要望しているものです。

岡部委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) なければ、これで紹介議員に対する質疑を終結します。富永議員の退席を求めます。(説明議員退席) 続いて、本件に関しまして執行部に確認しておきたいことがありましたら発言を許します。

森島委員　主要地方道小出奥只見線の起点と終点は、どこからどこまでですか。

桜井土木課長　起点は国道 352 号の伊久商店の前の旧浦町通りになります。そこから星理容店を曲がり大湯方面へ向かっていきシルバーラインを通過して、終点は八崎のところまで行く路線になります。

関矢委員　請願事項の 3 番にあるんですけども、既に供用開始されている区間にあつては、地元住民が有効に利用できるよう、市道との接続部及び連絡道の改善を市と調整を図ることとありますけども、市のほうではこの連絡道等の計画はありますか。

桜井土木課長　先ほど配付された図面の第 1 工区、第 2 工区についての道路の部分については完成しております。冬期以外については使用している方もおられると思いますけども、第 2 工区の大湯側から佐梨川にかかる狐沢橋を通過して 352 号にタッチしています。冬期については、第 2 工区部で雪崩関係の施設が不十分ということで、手前で止めている状況になっています。ここに記載の連絡道等につきましては、先ほど申しあげました佐梨川にかかる狐沢橋を含む市道葎沢 43 号線の幅員があまり広くなかったり、それから曲がっていくとすればやはり隅切り等々もあまり大きくないということで、ここについては新潟県で市道の部分についても少し手を入れようかなという考えをお持ちだと聞いています。

岡部委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) これですべて、執行部への質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、請願第 3 号、主要地方道小出奥只見線(国道 352 号バイパス)の早期開通に関する請願書を採決します。お諮りします。本件は、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、請願第 3 号は、採決すべきものと決定されました。

ここで、しばらくの間、休憩します。

休　　憩 (10 : 18)

休憩中に委員間討議

再　　開 (10 : 19)

岡部委員長　休憩を解き、会議を再開します。

(2) 議案第 37 号 魚沼市公営企業等運営審議会条例の一部改正について

岡部委員長　日程第 2、議案第 37 号 魚沼市公営企業等運営審議会条例の一部改正についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

滝沢ガス水道局長　ありません。

岡部委員長　これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めま

す。これで、質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 37 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 37 号 魚沼市公営企業等運営審議会条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第 38 号 魚沼市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

岡部委員長 日程第 3、議案第 38 号 魚沼市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてを議題とします。執行部より補足説明はありますか。

大潟商工観光課長 提案時に補足説明したとおりであります。特にございません。

岡部委員長 これより、質疑を行います。質疑はありますか。

関矢委員 第 8 条なんですけれども、市民の理解及び協力ということで、市民は、中小企業等が地域社会の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、市産品及び提供するサービス等を利用することにより、中小企業等の成長及び発展を促すよう努めるものとするところなんですけれども、これをするのに当局として啓発とかやられる予定はあるんですか。

大潟商工観光課長 特にこの条例に関する広報等は考えておりませんが、総合計画や総合戦略の中に市民の理解が必要であるというようなことをうたっておりますので、そういったものでお知らせはしていこうと考えています。

関矢委員 一つ例に言いますと個人住宅、建築等あると思うんですけども、建築業者が結構悩んでるといふか、今はニーズなんだろうけども大手のハウスメーカーがかなり入ってきてるんで、地元の大工がなかなか新築住宅等々にかかわれないという声を聞くんですけども、そういうことをこういう条例で啓発することによって、法的に何かしぼりがあるのか、ないのか。

大潟商工観光課長 法的なしぼりはないと考えています。

関矢委員 そういう中でもう一つ、大手スーパーがあるわけなんですけども、個人商店がなかなか大手スーパーに客を取られてというようなことがあるんですけども、その辺やはり市民にしっかりと市でこれだけの条例をつくるのであれば、啓発した中でしっかりと地元を使うというような啓発することをしていただきたいと思うんですけどもいかがでしょうか。

大潟商工観光課長 大規模店等につきましても、法的なしぼりというのは難しいですので、商工会等々と連携する中で商店街の活性化ですとか、そういった角度からの地元市民への理解を進めていきたいと思えます。

岡部委員長 ほかにありませんか。(なし) これで、質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 38 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 38 号 魚沼市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定については、

原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第 39 号 魚沼市産業拠点強化を促進するための市税の特例に関する条例の制定 について

岡部委員長 日程第 4、議案第 39 号 魚沼市産業拠点強化を促進するための市税の特例に関する条例の制定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

大潟商工観光課長 特にございませぬ。

岡部委員長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

森島委員 移転型事業と拡充型事業、この移転型事業というのが東京 23 区、東京から地方へということで、拡充型が地元のみというようなことの提案での説明がありました。その中で、あくまでも本社機能の移転ということでお話しがあったかと思うんですけども工場はだめ、本社だけではなくて研究所というのはどうなるんですか。これも工場という取り扱いでだめなのか。

大潟商工観光課長 本社機能等の内容ですけれども、部門で言いますと調査企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門ということでございまして、工場等の生産部門は該当になりませぬ。その会社の主な施設であるということが認められれば、該当になるということでありませぬ。

森島委員 今ある会社の中で本社が来てる部分について、あるいは今言った生産部門以外であれば対象になるという説明があったかと思うんですけども、魚沼市は現実、今ある会社、企業の中で該当するものがありますか。

大潟商工観光課長 今現在はそういった話は伺っておりませぬ。市内でも本社を移転するというようなケースがあれば、対象要件がありますが該当になる可能性はあります。

森島委員 今そういう会社があるのか、ないのか。

大潟商工観光課長 今現在はございませぬ。

関矢委員 地方活力向上地域内とあるんですけども、これは魚沼市全域が対象になってるんですか。

大潟商工観光課長 全域ではありませぬ。県で認可された区域ですが、魚沼市内で 10 地区指定されています。工業団地関係は全て認可されております。ほかに小出市街地でも指定を受けています。

関矢委員 10 地区以外ではだめだということですか。

大潟商工観光課長 そういうことです。

関矢委員 ここに規定する認定事業者とありますけども、地域再生法を見ますと常時雇用する従業員の数が内閣府で定める数以上とあるんですけども、その人数は何人ですか。

大潟商工観光課長 常時雇用人数につきましては、中小企業法や小規模企業の定義の中の人数であります。そういった企業において本社機能を移転するというような場合に、従業員数が増加するということが視点になりますので、従業員数が 10 人以上増加する場合、中小企業においては 5 人以上増加する場合ということになります。

岡部委員長 ほかにありませんか。(なし) これで、質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めませぬ。よって、討論を省略

し、採決することに決定しました。これから、議案第 39 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 39 号 魚沼市産業拠点強化を促進するための市税の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(5) 議案第 45 号 指定管理者の指定について (銀山平キャンプ場)

岡部委員長 日程第 5、議案第 45 号 指定管理者の指定について (銀山平キャンプ場) を議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

大湊商工観光課長 ございません。

岡部委員長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 45 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 45 号 指定管理者の指定について (銀山平キャンプ場) は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(6) 閉会中の所管事務調査について

岡部委員長 日程第 6 閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が、閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長あて申し出したいと思えます。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長あて申し出を行うことに決定いたしました。

(7) その他

・魚沼市住生活マスタープラン (案) について

岡部委員長 日程第 7 その他を議題とします。執行部から資料が提出されていますので、魚沼市住生活マスタープラン (案) について説明を求めます。

桜井土木課長 現在の魚沼市住生活マスタープランにつきましては、平成 19 年度末に策定し、平成 20 年度から今年度末までが計画期間になっております。計画期間が終わりますので、見直し作業を進めてまいりました。庁内関係課の方々から庁内の検討委員会を組織し 3 回の会議を開催し案づくりをしてきました。また、庁外につきましても渡辺政策参与を初めとする建築関係の専門家等々有識者の方からお集まりいただき、庁外の検討委員会を組織して 2 回会議を開催し、ご意見をいただいたところであります。案ができましたので、2 月 29 日から 3 月 28 日までの 1 カ月間パブリックコメントの実施中であります。その案につきまして担当より説明させていただきます。

角屋建築住宅係長 (資料「魚沼市住生活マスタープラン (案)」により説明)

桜井土木課長 今、パブリックコメント実施中であります。パブリックコメントは 3 月 28 日

までですので、そこでいただいたご意見をまた検討させていただき、今ほど説明した案に盛り込むべきは盛り込むことをその後にさせていただきます。最終的に庁外の検討委員会で最終案をご検討いただき、庁議等にかけてながら市民に公表していくということになります。年度的には新年度にずれ込みますけれども、そのように進めていきたいと思っています。

岡部委員長　これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 本件については、以上としたいと思います。

そのほか委員の皆さんの中でご意見、協議事項等はありませんか。(なし) 会議録については委員長に一任願います。以上で、本日の産業建設委員会は閉会いたします。

閉　　会 (10 : 51)